

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

### 教職員の服務規律の確保等について（通知）

本県の教育行政の推進にあたり、日頃から御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、教職員の服務規律の確保については、日頃から御配意いただいているところであり、県教育委員会においてもこれまで、あらゆる機会を通じて万全を期すよう繰り返し注意を喚起しているところであります。

しかしながら、今年度もこれまで体罰事案による懲戒処分や、複数の交通事故・交通違反の報告がありました。また、県立学校において盗撮による教員の懲戒免職や、保護者からの徴収金に用途不明金が確認された事案について公表がありました。自らが児童生徒を教え導く立場である教職員が、法令等に抵触する不祥事を起こすことは、本県の教育に対する信頼を大きく失墜させることとなります。

つきましては、夏季休業を控え、貴管下小中学校の教職員に対し次の事項について徹底が図られるよう、特段の御指導をお願いします。

なお、御指導の際には、直近の事案やその対応策、処分例を引用するなど、具体的な内容に言及することで、一層の徹底が図られるよう特段の御配慮をいただきたく重ねてよろしくをお願いします。

#### 1 教職員の服務規律について

- (1) 公務員は全体の奉仕者であり、特に教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員については、自己の崇高な使命を自覚し、その職責を果たすことが期待されている。したがって、勤務時間の内外を問わず、法令違反に問われることのないよう自覚をもって行動すること。
- (2) 夏季休業中は、児童・生徒の休業日であっても教職員は勤務日であることを認識のうえ、校内における服装をはじめ平素の行動等に留意し、県民の不信を招くことのないよう服務規律の確保に努めること。また、当該休業期間を自己研鑽のための研修等の機会としても有効に活用すること。
- (3) セクシュアル・ハラスメントの防止については、学校の特質を踏まえ、各校において、職場内に限らず、児童生徒への指導はもとより保護者との関係等を含め

注意を促すとともに、校内研修等の実施など所要の措置を講じること。また、セクシュアル・ハラスメントの現場となりやすい学校内での死角について把握するとともに、防止のための校内巡視を行うなど所要の措置を講ずること。

- (4) メール、SNS等を利用した児童生徒・保護者への連絡は必要最小限に留め、私的なメール等のやりとりは厳に慎むこと。
- (5) 体罰は、児童生徒の人権や人格を侵害する行為であるということをしっかり認識するとともに学校教育法第11条において厳に禁止されているものであり、いかなる理由があっても、絶対に許されないものであるという認識を徹底すること。
- (6) パソコンやUSBメモリーなどに記録されている電子データの管理及び成績表などの紙ベースの個人情報の管理については、情報セキュリティポリシーに基づき細心の注意を払い、外部に流出することのないように管理に万全を期すこと。

## 2 交通事故・交通違反の防止について

- (1) 教職員の交通事故・交通違反の防止については、現在、各学校で取り組んでいる内容を再度確認・徹底するとともに、自動車等の運転に当たっては、常に時間や気持ちにゆとりをもち、道路交通法規の遵守に心懸けること。
- (2) 飲酒運転は重大な違反行為であり、絶対に行わないこと。なお、飲酒運転により刑事処分を受けた場合は、原則として免職とすることとされているので、各校において改めて注意喚起すること。
- (3) 万が一交通事故・交通違反が発生した場合は、的確な対応・処理を行い、速やかに服務監督者に報告するとともに、必要な指示を仰ぐこと。

## 3 現金、文書等の管理等について

- (1) 現金の管理について
  - ア 現金の取扱いについては、当日のうちに必ず整理し関係機関に預託すること。
  - イ やむを得ず現金を学校に保管する場合は、耐火金庫等を利用し、全て出納責任者の責任のもとに管理すること。
- (2) 校長印等の管理について
  - ア 校長印や現金管理等に係わる印鑑は金庫等に保管し、管理の徹底を図ること。
  - イ 校長印の使用については校長が監督し、その取扱いに注意すること。
  - ウ 教職員の私印については、各自が責任をもって管理すること。
- (3) 文書等管理について
  - ア 文書、特に個人記録の記載されている文書は、その取扱いに注意すること。
  - イ 書類紛失の防止などのため、机の回りやロッカーの中などの整理に努めること。

#### 4 安全管理体制等について

- (1) 校舎内外の整理・整頓に努め、不要な物品等は処分すること。特に、危険物及び燃えやすいものに留意すること。
- (2) 夏季休業中であっても、安全管理体制が手薄になることがないように、事前に校舎、校地、備品等の管理について十分検討し、綿密な体制を整えること。なお、この際、地域との連携に配慮するなど、実効ある体制づくりに努めること。
- (3) プール施設の安全確認と安全対策・救急法について教職員で確認すること。
- (4) 緊急時に即応できる体制を整えておくこと。

#### 5 その他

- (1) 校長は、予め教職員の夏季休暇等の取得希望時期を把握するための計画表等を作成し、学校運営に支障が生じないように努めること。なお、年次有給休暇について夏期休業中を利用しての計画的取得を促進すること。
- (2) 校長は、教職員の動静を把握し、夏季休業中であっても、届出、報告、申請等の手続きに遅延・遺漏の生ずることのないよう、適切に対応すること。
- (3) 平成27年10月に策定した「飲酒に係る不祥事根絶ガイドライン」の内容を確認するなど、教職員が常に危機意識をもち、飲酒に係る不祥事の根絶に万全を期すよう徹底すること。